

5 行政の関与の在り方

そして、以上の施策に関する社会福祉法人の活動をサポートするため、所轄庁による指導監督機能を強化するとともに、国・都道府県・市の連携を強化するための制度見直しが行われた（後述：「(3) 社会福祉法人等に対する指導監督制度の概要」を参照）。

このように、平成28年3月の制度改正において、現在の社会福祉法人制度の大枠が規定され、法人の運営が行われている流れとなっている。

これまで見てきたように、社会福祉法人は、その成り立ちより、公益性・非営利性の強い事業を担うために設けられた制度であり、そのため、行政からの補助金や税制優遇を受ける一方、社会的信用の確保のため、所轄庁の指導監督を受けてきたことから、行政サービスの受託者として公的性格の強い法人となり、市場原理で活動する一般的な民間事業者とは、異なる原理原則の下、発展してきた側面がある（社会的規制と助成）。

しかし、措置制度から契約制度への転換が一層進んでいく状況下において、市場において他の民間事業者と競争を余儀なくされるとともに、社会構造の変化に伴って福祉サービスに対するニーズも変容し多様化している昨今、社会福祉法人も、他の経営主体と同様に、経営組織のガバナンス強化や財務内容の透明化といった、「経営の健全性に関する説明責任（アカウンタビリティ）」が社会から要請され、それに答えることが求められていると言える。

(3) 社会福祉法人等に対する指導監督制度の概要

1 「認可」と「監査」

社会福祉法人並びに社会福祉施設・事業所に対する監督制度としては、①行政機関による監督と、②行政機関以外による監督の2つが存在する。

①行政機関による監督

行政機関が行う監督には、「所轄庁」である都道府県又は市が、当該社会福祉法人等について社会福祉事業の実施主体としての適否を判断する「認可」と、設立後の当該法人等の適正な運営を確保するための「監査」がある。

「認可」は、法人・施設等設立時に行われる設立時認可のほか、定款変更・合併・解散等、事業に大きな影響を及ぼすタイミングで行われる。

社会福祉法人・施設は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法に規定する経営の原則に基づき事業を行うことが要求されるとともに、法の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有するとともに地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応し既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められることから、係る事業の実施体制が整備され運用されることが可能かどうかの審査を受け、認可を得ることが必要とされる。

「監査」は、社会福祉法人・施設が法令等を遵守し適正な事業運営を行っていることを定期的に確認するため、定期的に又は必要に応じて実施されるものであり、これに加え、法人に対しては毎年度、所轄庁へ現況報告書及び財務書類の届出義務を課している。

②行政機関以外による監督

行政機関以外による監督制度としては、当該社会福祉法人の会計監査人である公認会計士又は監査法人による「会計監査人監査」、並びに当該法人が任意で受検する財務監査、当該法人自らが財務・事業の内容を一般に開示する情報公開制度のほか、福祉サービスを対象とした公正中立な機関による第三者評価等があり、これらを通じて法人外部から監視を受ける形となっている。

一定規模（収益 30 億円又は総負債 60 億円）を超える社会福祉法人は、会計監査人を置くことが義務付けられており（社会福祉法施行令第 13 条の 3）、この一定規模を超える社会福祉法人のことを「特定社会福祉法人」という。会計監査人は、法人経営のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上のために外部監査を実施する機関であり、当該法人から独立した公認会計士や監査法人が会計監査人となって、計算書類等の監査を実施する。

福祉施設に対して第三者評価を行う機関は、第三者評価機関認証要件を満たすことで認証された団体等であり、秋田県内では 3 団体が登録されている（令和 4 年 2 月現在）。

社会福祉法人に対する監督等について

1. 行政機関が行う手法

(1) 所轄庁による監督等としては、実施主体としての適否を判断するための認可と、設立以降の適正な運営を確保するための監査が存在する。

① 法令や社会福祉法人審査基準の遵守状況を確認する**法人設立認可**（法第 31 条）、**定款変更認可**（法第 43 条）

② 法令や社会福祉法人指導監査要綱の遵守状況を確認する**法人監査**（法第 56 条）

法第 56 条 — 一般監査 — 定期監査（定期的実施）
— 臨時監査（通報等により実施）
— 特別監査（重大な問題を有する場合に実施）

その他、社会福祉法人に対しては、毎年度、所轄庁に現況報告書及び附属書類として財務諸表を提出することを求めている（法第 59 条）。

(2) 法人認可及び法人監査とは別に、法人が経営する**施設や事業所に対する認可及び監査等**（法第 62 条、各個別法等）が存在。

※ 「法」…社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

2. 行政機関以外又は法人自らが行う手法

(1) 行政機関以外の公認会計士や税理士等による**財務外部監査**

(2) 法人の財務諸表や事業報告書等の**情報公開**

(3) 福祉サービス全般を対象として、公正・中立な機関が専門的かつ客観的な立場で評価を行う**第三者評価**

(4) 認知症対応型共同生活介護等を対象として、第三者機関が評価を行う**介護サービス外部評価**

(5) 介護保険施設・事業所の提供するサービス内容や事業所の管理運営体制を公表する**介護サービス情報公表**等

2

（出典：厚生労働省ホームページ）

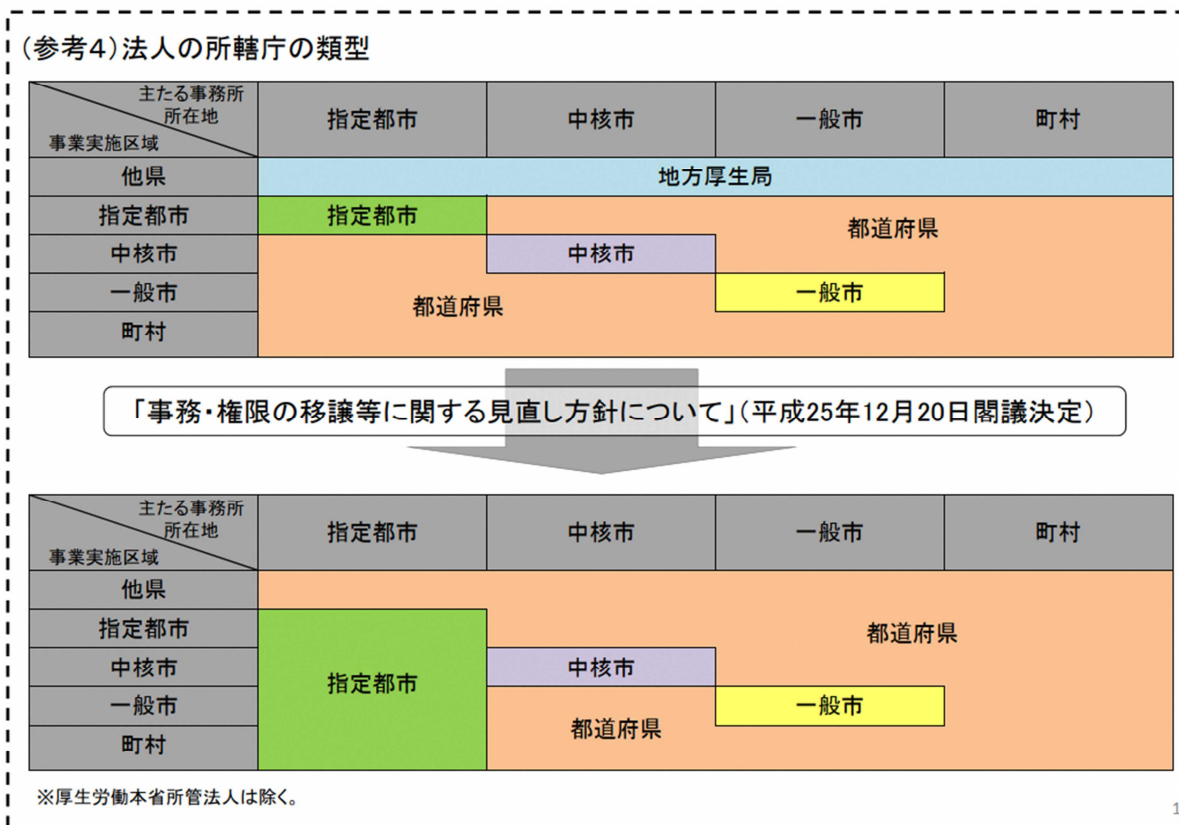
2 所轄庁

所轄庁は、社会福祉法人並びに社会福祉施設・事業所を監督する主体であり、社会福祉法人等の主たる事務所（法人本部など）の所在地や事業実施区域に基づき、都道府県・政令指定都市・中核市・それ以外の市のいずれかが該当する。

以前は、都道府県（又は政令指定都市）の区域をまたいで事業を行っている法人については国（又は都道府県）が所轄庁となっていたが、平成25年度の「事務・権限の委譲等に関する見直し方針について」に基づき、原則として主たる事務所のある都道府県（又は政令指定都市）に事務が移譲されることとなった。

秋田県においては、県内の各市に主たる事務所を有し、事業実施区域が当該市のみである法人・施設については当該市が所轄庁となり、それ以外の法人・施設は原則として県が所轄庁となる。

（注）第二種社会福祉事業のみを実施し、当該事業の実施区域が一の町村に限られる法人については、当該町村が県から権限の移譲を受けた場合は当該町村が所轄庁となる。



（出典：行政の関与の在り方について（社会保障審議会福祉部会 平成26年11月10日））